

特集|5

都市と家族の問題

家庭裁判所に見る崩壊家庭

新田 慶〈横浜家庭裁判所次席調査官〉

1——はじめに

戦後の社会的変革と高度経済成長は、いわゆる「家族制度」を理念的にも現実的にも否定し去ってしまった。年老いて子にそむかれた孤独な老人たちの中には、昔はよかったと嘆く声がないわけではない。

一方には、性の解放やウーマンリブが叫ばれる中で、一夫一婦制や、ひいては家庭そのものを否定する脱家族傾向すら出はじめている。いったい家庭は崩壊しつつあるのだろうか。

「個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図る」（家事審判法第1条）ことを目的としている家庭裁判所には、様々な崩壊家庭がもちこまれており、一口に家庭の崩壊といっても、形の上でもはっきり解体してしまっている場合もあれば、家族間の統合や心の通いあいが殆どなくなってしまう形骸だけが残っているにすぎないという場合もある。

家庭崩壊の多くの具体例に接していると、それはあたかも生体が、生命や健康を保持する機能を働かせながら、一方では、それを侵そうとする病気やけがや危険に、内外から常にさらされて、時として、敗れてしまうのに似ている。

いわば家庭という有機体に対しても、結合に向う求心力と、分裂破壊に向う遠心力とが常に働きつづけているわけであり、家族間の結合する力よりも、離反し破壊する力の方が強い時、家庭は、病毒になり、遂には死の転機をとることもあるのである。

そして崩壊の原因は、家庭の外にあるばかりでなく、むしろ家庭の中にあるのであり、外に原因がある場合でも、それをいかにうけとり対処するかは、家族内の問題なのであり、外から危機がおそった場合、逆に家族間の結合が強まることすら

目次

- 1——はじめに
- 2——女性は解放されたか
- 3——弱くなった男たち
- 4——子はカスガイか
- 5——妻子を棄ててきた人たち
- 6——親子関係の崩壊
- 7——おわりに

あるともいえる。

生体が生命や健康保持のために、意識的、無意識的な努力をしているように、家庭も、その内外から加わる離反破壊の諸要因に対して、家族の結合を守るための努力をしなければ、家庭は崩壊するのが当然なのである。

いわば崩壊するべくして崩壊した、というより、自らを破壊してしまった家庭も少なくないといえよう。

結婚生活を破壊する原因は無数にあるが、分類してみれば、生物学的医学的原因（病気、精神病、性的不調和など）、心理的原因（過剰依存性、親への心理的固着、自己中心性、性格不一致など）、経済的原因（失業、貧困、住宅難など）、文化的原因（生育環境の差からくる生活様式やものの考え方、のくいちがいなど）等に分けることもできよう。

また家裁の離婚成立理由の多いものをあげてみると、「性格があわない」「異性関係」「暴力」「生活費を渡さない」「家庭を省みない」「酒を飲みすぎる」などの症状があげられる。

もちろん、一方だけに特に非があったり、性格の偏りが強いことも少なくないが、中には些細なことから紛争が生じて、エスカレートしている例がよく見うけられる。

ある瞬間をとらえれば、一方が加害者であり他方が被害者のように見えるが、次の瞬間は攻守所をかえて、前の被害者は加害者となり、加害者は被害者となるというように役割交替している。つまり自分は相手が押してきたから押しかえたのだ、なぐられたからなぐりかえたのだ、という理くつつげであり、このジグザグ紛争は止まることなく悪循環をつづけ、拡大し、崩壊に向かって進んでいくのである。

このように家庭の人間関係は、全く感情的、主観的、心理的、デリケートであって、当事者は自ら

を冷静客観的に見るができなくなっている。

そして、戦前の家庭が、制度的、外面的な要因で結合していたのに比して、現在では、家庭は、より個人的、情緒的要因にもとづく結合に変ってきており、従って崩壊の原因も、家風にあわない、子ができない、家事が不得手などの外面的原因から、性格があわないという心理的原因に重点が移ってきていることがうかがえる。

もちろん、個人の心理は、社会意識の反映でもあるから、個人の権利意識や自己主張の増大、男女同権、性の解放などといった社会的変化が、家庭崩壊に対して、大量的にも個々のにも影響していることは否めない。

このような社会の実態や社会意識の変化と関連させて、家庭崩壊の病理を考察して見よう。

2———女性解放されたか

戦後強くなったのは靴下と女性だといわれるくらい、女性は社会的に強くなったといわれているが、結婚や離婚において、男女平等の理念は果してどのように実現されているであろうか。

江戸時代には、夫は妻に対して、「我等都合により離別致し候、爾今いつ方へ縁付き候とも仔細御座無く候」といういわゆる三下り半をつきつけられれば、あたかも型の古くなったマイカーを買いかえるように簡単に離婚ができたが、妻の方からは、夫のいかなる不貞、横暴、虐待に対しても、犠牲忍従を強いられ、離婚を要求する権利や自由は殆ど認められていなかった。

たしかにこのような、女性だけが犠牲を強いられる男性中心の家庭は、現在では殆ど見られなくなったようであるが、それでも家裁に離婚したいとって申したてるのは、7割以上が妻の方からであるという事実は、決して妻が離婚する自由と権利を行使しすぎているというわけではなく、夫

の側に、異性関係、暴力、生活費を渡さない、家庭を省みない、酒を飲みすぎるなどの、崩壊をもたらしている原因がある場合が多いのであり、家裁の相談室には、乳児を背負い、幼児の手をひきながら「夫が賭事にこって働かず、生活費もいれてくれない」とか、「ひどい酒乱でしばしば刃物をふりまわされたり、首をしめられたりして命の危険を感じるし、子供もおびえきっている」。或いは「バーのホステスと親しくなって殆ど帰宅しない」とかいう理由で、離婚や和合調整の相談に訪れる人妻が毎日絶えないのが現実である。

このようなしいたげられ、犠牲を強いられている妻にとっては、離婚は家庭の崩壊というよりは、むしろ解放であると考えられる場合すらあるのである。

農家や商家の嫁という立場にある女性の中には、今でも自由や人権が認められていず、夫の両親から抑圧され、忍従を強いられている例がないわけではない。このような場合、夫も、子供の時から、ワンマンの父や支配的な母のいいなりになって育ってきているので、親に反抗して妻をかばうことができず、両親に加担して、妻をいじめ追い出してしまうということになる。

このような事例に接していると、全般的に見れば、日本はまだまだ男性優位の社会だと思われるのである。

もちろん、わがままで自己中心的な妻が、自ら家庭を破壊していて、離婚を主張したり、我慢できなくなった夫から離婚を求められる例も少なからず見受けられることも事実である。

妻の異性関係を理由に夫の方から離婚を申し立てる例も、まだ夫の不貞にくらべれば少ないにしても、年々増加しており、「妻がパートタイム先で知りあった運転手と親しくなって一緒に飲み歩いたり、子を置いて家出してしまい、夫がやっと妻の所在をさがしあてて説得しても戻ってこな

い」などといって家裁に相談にくる夫も、特に珍しくはなくなってきている。

なかには、妻も夫の母も双方気が強くて仲が悪く、夫が子を連れて母の所へたまに会いに行くことも許さないばかりか、「将来、夫が母に生活費の援助をするならば離婚する」という、それこそ公の秩序善良の風俗に反すると思われるような誓約書まで夫に書かせた強妻もいる。

また、おとなしくあまり稼ぎのない夫が、働きのある妻と、子供たちとの連合軍から疎外されて家を出されてしまう例や、妻から暴力をふるわれるので何とかしてほしいといってくるあわれな夫がいるのも、女性が強くなった世相のあらわれであらうか。

3——弱くなった男たち

気の強い母に支配されて成長した男は、やはり自分の母と同じような気の強い頼り甲斐のありそうな女性を選ぶ傾向があり、一方、気の強い女性は、自分のいいなりになりそうなおとなしい男を選ぶ傾向があるようである。過保護な母に育てられた夫は、母に依存的で、「愛される」ことはできても「愛する」ことができないのである。妻の方も最初のうちは、母性的ないし支配的な役割に満足しているが、そのうち妻の方でも甘えたい頼りたいという欲求が目をさましてきて、勤め先などで知りあった心身共にたくましい感じの頼り甲斐のありそうな男性に惹かれてしまうという例も、時折見受けられる一つの型である。

女が強くなったということの当然の結果が、男が弱くなったことであるが、その一つの現われと考えられるのが男性の性的不能などである。

筆者の扱ったケースのうち、新婚以来2年間全く性関係がなかったという例が最高であるが、新婚以来、半年ぐらいいなかったという例もいくつか

あった。

新婚当初、数回妻の体にふれて性交を試みようとするがうまくいかず、そのうち全く手もふれなくなってしまうというのが共通した経過である。

男として不能であるということが、いかに彼のほこりと心を傷つけることか。またうまくいかなのではないかという不安があるから、なおさら萎えてしまい、ついにはこの苦しみを体験しないために、性交そのものを試みなくなってしまうということであろう。

それでも、いつかはできるようになりたいという願望や世間体もあって、妻に対しては「体の病気のせいだからもうすぐなおる」とか、「心の結びつきが大切なのだ」などと弁明したりしているが、心の中の不安があるからか、夫婦の会話もなくなり、妻の方から「不能がかりになおったとしても、男らしくない性格そのものがいやだから離婚したい」といわれてしまう。

彼等の大部分は、深い心理的原因によるものと考えられるのであって、肉体や生理の問題ではないのである。だから大い泌尿器科や神経科を訪れて受診し、「異常はない、気にしなければそのうちなおる」などといわれているが変化がなく、結局逆に居直って、「妻の気の強い性格がいやだから離婚する」などといって、自分の面子を傷つけない形で離婚に応じてしまうのが殆どである。

男は、文字通り男として「立てられ」なければ「立たない」のであり、これは妻からというよりは、幼少時に、気の強い母に過剰支配されて潜在的な女性恐怖になったり、母や継母などに心理的に固着しすぎてしまって、他の女性を愛せなくなったり、父に早く死別生別したりして、手本がないために男としての自己同一性の確立ができなかったりしたのではないかと思われるような例が多い。

妻の性交嫌悪の中には、幼少時に義父や兄に犯

されたことがあると告白する者があり、幼少時の心理的外傷体験の影響が考えられる。いずれにしても、性は解放され自由化されたといわれながら、このように心の重荷のために、性的結合ができずに解体してしまう夫婦も、数は少ないがあるのである。

4———子はカスガイか

古来、子供が夫婦間の結合を強め、その崩壊を防ぐ役割を果たしていることはよくいわれているが、離婚の統計を見ても、子のない夫婦の方が離婚しやすいという傾向が明らかにうかがわれる。

しかし、なかには、他に好きな男性ができて、子を置いて離婚したいという妻が、家裁で「子供もいることだし」などといわれたりすると、「母親は、幸せを求める権利がないとでもいうのですか」と反撥したりする例もある。

離婚調停では、夫婦双方が子の親権になりたいといっ、子のとりあいになるのが一般的であるが、双方とも子供の世話ができないといっ、互に子供をおしつけあうケースが時々見られる。

このような無責任な両親のために、児童相談所や児童養護施設で簡単に子供を預かってくれるわけではないから、祖父母や叔父母などの間をたらいまわされたりする可哀そうな子供もいるし、乳児などでは、運よく子のない夫婦の養子にもらわれたりすることもある。

ある年若い夫婦が離婚することになった。2歳の子の母である妻は、まだ20歳であるが、17歳の時、父の店の従業員であった夫と恋愛し、親の反対をおしきって家出し同棲した後、子が生まれてから親にも承認されて、実家の飲食店を手伝ううちに次第におとなしい夫にあきたらなくなり、店に来る他の男に心を惹かれるようになった。

離婚話になった時、夫としては、まだ妻に未練

もあったので「別れるなら慰謝料をよこせ」といったところ、妻の両親が怒って「人の娘をかどわかした上に、今度は慰謝料をよこせとは何事だ、そんなことをいうなら子供をひきとって育ててみる」と、子の親権者を夫にしまった。

気の弱い夫は、幼児をつれて実家に帰ったが、年老いた母は病気がちの上にパートで働いており、とても子の面倒は見られないというので、2週間程して、知人の紹介で丁度子供が生まれなくて欲しがっていた中年の夫婦に養子にやるということで渡してしまった。

子供をひきとった夫婦は、子供を可愛がり、子供もなついたので、1ヶ月ぐらいして家庭裁判所に養子縁組許可の審判を申請した。

ところが、丁度その頃、別れた妻の方も、もともと一時の感情で夫を困らせるつもりでおしつけてきたものの、どうせ夫がすぐに困って引きとってくれと頭を下げてくるだろうと期待していたのが、夫が子供を他人に渡したと聞いて、あらためて子と別れたつらさや子を手ばなした罪障感から、あわてて、子供を返してもらいたいという親権者変更の申立を、家裁に申請してきた。

子供にとってみれば、実母にすてられ、次に実父にすてられ、今度はやっとおちついたと思ったら、また育ての親のもとから離れさせられるのではないかという別離不安におののいて、育ての親にまつわりついていた。

子供の心を傷つけ、ぬぐうことのできない人間不信を植えつけることにもなりかねないので、家裁としても非常に処遇に苦勞したケースであった。

子供をかけひきの道具に使ったり、一時の感情であっちこちにやったりすることは、やはり本当の愛情がないからであろう。年齢が若く、肉体的には成熟していても、精神的には未成熟で、母親としての資格のない妻たちが増えているようで

ある。

5———妻子を棄ててきた人たち

横浜には地方からの流入者が多いことは、急激な人口増から見て明らかなことであるが、なかには転入者というより、文字通り流れ者というべき人たちが少なくない。

地方から単身働きに出て来ても、盆正月に土産をもって郷里に帰ることを唯一の楽しみにしていたり、時々手紙のやりとりをして、遠く離れている親兄弟や妻子との心のつながりを持ちつづけている人々が大部分であろう。夜8時すぎの低料金時間帯になると電話がこむのも、地方から出て来ている青年や若妻たちが、遠くの親たちに電話で心の孤独をいやしたり、生活上の問題について相談していることの現われであろうし、その意味では、大家族は都会の人々の心の中にまだ生きているといえよう。

しかし、中には親や妻子を棄てて横浜に流れてきた人たちも少なくないのであって、家裁のいろいろな事件の中に、このような人たちが見られることがある。

たとえば失踪宣告事件などのなかには、明らかに家族を棄てて蒸発した人のケースは少なくないが、先日も48歳の男が「最近必要があって戸籍謄本をとりよせてみたところ、10年前に母からの申立で、失踪宣告されていることがわかったので、取消の審判をしてもらいたい」という申立をしてきた。

彼は20年前に、妻が、当時2歳の子を置いて他の男の所に走ってしまった。前後して彼も他の女性と恋愛し、家に寄りつかなくなり、彼の母が、孫である彼の子を女手一つで苦勞して育ててきたが、彼は子供の養育費を送るどころか全く音信不通になったので、10年をすぎた頃、亡父名義のわ

ずかな遺産の相続手続の必要から、母が申し立てて失踪宣告されてしまったのである。

彼は炭鉱で働いたり漁船に乗ったりしていたが、けがをして働けなくなり、東京のドヤ街などを転々としていた。数年前に、簡易食堂で働いている不幸なおいたちの女性と同棲するようになってから、生活も立ち直り、最近運転免許をとろうとして戸籍謄本をとりよせて、はじめて失踪宣告されていることを知ったというわけである。

家裁に、70歳になる母と、23歳になった息子を呼んで、20年ぶりに対面をさせて本人であることを確認した時、「そのうちまとまった金が出たら帰ろうと思いつつ、少し金が入ると賭博と酒につかひ果してしまつた自分を恥じて、顔向けできなかった」と、20年ぶりに会う息子に謝罪する父に対して、2歳の時に棄てられて、さびしい幼少年期を送つた息子は、「父を憎んではいない」と許していた。崩壊した家族が再統合した稀有の例であろう。

次に、妻以外の女性との間に生れた子の氏を、認知した父の氏に変更する、つまり父の戸籍に入ることの許可を求めるケースが、子の氏変更事件のなかに少なくないが、非嫡出子自身には責任も罪もないのだから、子供が同居している父と氏が違つたと、学校へ入る場合など不都合もあるので、子供の幸せのために、父の氏への変更を認めてやるべきだという考えもなりたつし、一方、本妻やそこに残された嫡出子たちにとって、憎らしい夫の愛人の子を自分たちの籍に入れるのは許せないという感情や、また進学、就職、結婚などに障害になるのではないかという不安も、理くつはとにかく、無理からぬ点もある。

そこで家裁では、一応本妻の意向を聞いたり、別居している妻子に対する扶養義務の履行状況を確かめたりすることもある。

7年前に九州から、妻以外の女性とかけおちし

てきて生れた子が入学するについて、父の氏に変更することを許可してほしいと申し立ててきたケースがあった。

この父親は40歳であるが、九州に残してきた妻子に対しては全く音信不通で生活費も送らず、妻子の現在の住所も知らないという。家裁から、本妻の住所を探し出して、書面で、夫の非嫡の子の入籍についての意向を確かめたところ、本妻はショックで数日間寝こんでしまい、7年間3人の子をかかえて、日雇をしつたり生活保護を受けたりして、苦勞して生活してきたいきさつや苦しみを、綿々と書き送つてきた例もある。

このように、戸籍上はつながつていても、現実には全く破綻、崩壊してしまつている家庭も少なくないのであり、現実には、夫と愛人とその間の子から成る婚姻外関係が、はた目には通常の家庭と映つているわけである。

また、これとは逆に、妻が夫や子を棄てた場合に生じる家庭崩壊の例が、親子関係不存在確認事件の中にしばしば見られる。

民法772条によつて、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定され、離婚後300日以内に生れた子も婚姻中に懐胎したとして夫の子に推定されることになるから、妻が夫以外の男とかけおちして横浜に来て、その男の子を産んでも、前夫との離婚届が出されていなかったり、遅れて届け出られていたりすると、この規定によつて、出生届をしても、前夫の子と推定されて前夫の戸籍に嫡出子として記載されることになるので、「子供の懐胎時には、前夫とは明白に別居してつたのだから、この子の父親は前夫ではないことを確認してほしい」というのがこの事件であるが、特に珍しくはない、よく見られるケースである。もちろんかけおちしてきたから、すべてこの妻がだらしなく不道徳であるとばかりはいえず、前夫が先に女狂いして蒸発してつた場合や、前夫のひどい虐待

に耐えかねて逃げ出して来たあとで男と知りあったなどというケースも少なくないのであるが、これも家庭崩壊の一つのタイプといえよう。

6——親子関係の崩壊

最近いわゆる虚偽実子を法的に認める、特別養子制度の実現を期待する声や運動が目立っているが、現在でも、生後すぐにひきとって、虚偽の出生届をして戸籍上実子となっている者が不在ではない。このような虚偽実子の場合でも、親子関係がうまくいかず、その結果、非行化したりして、戸籍上の親から、親子関係不存在確認つまり実の親子ではないことを認めてもらい、親子の縁を切りたいという申立をしてくる例があるのが現実であって、いわゆる特別養子制度を認めたとしても、親子関係がうまくいくとは限らないのである。

家裁に未成年者養子縁組の許可を求めてくるケースのうち、0歳が20%、1歳が14%あり、実父母が離婚している子が25%、婚姻外の非嫡出子である子が16%もある。

いわば不幸な星の下に生まれ、乳幼児期に、崩壊家庭からはじき出された子供が多いのである。これらの子の福祉にとって、新しい両親に育てられることは、望ましいことはいうまでもないし、大部分の養子たちは、そこで健全に成長し、幸せになっているのであろうが、なかには養親との関係が悪化して、親に反抗したり非行化して、養親から離縁の調停を申立てられるケースも、数は少ないが見うけられる。

これらのケースで親子関係破綻の経過を見ると、実子でないことを知ったからひねくれたりぐれたりしたわけではなく、むしろその前後の親の自信の無さや不安が、一時のショックで動揺を来たしている子の気持ちを支えきれずおろおろして

しまい、その結果、子の不信を招いてしまうようである。

もちろん、実親子関係でも親子関係が崩壊し、「親に対する虐待、重大な侮辱、その他の著しい非行」があったとして、親が子供に対して、推定相続人廃除の審判や親族関係調整の調停を申し立ててくるケースもあるのであって、親子関係がうまくいくかどうかは、血のつながりの問題ではなく、心理的親子関係の問題と考えられるのである。

これらの養親子関係、虚偽実親子関係、実親子関係のいずれの崩壊の場合にも共通する傾向として、むしろ親の養育態度の偏りであり、更にいえば親のエゴイズムがあることが少なくない。

養子制度の理念としても、家のため、親のための養子制度から、子供自身の福祉のための制度に変革されているわけであるが、このタテマエの背後には、やはり老後の世話をしてもらいたいというホンネが、まだ残っていると考えられる。

これは実親の場合でも同じようである。だからたとえば「2男1女がいるが、長男の嫁とうまくいかず、長男夫婦と別居している。近所にいる娘夫婦は、『同居して親の世話をしてもいい』といているが、長男がいるのに、嫁にやった娘の世話になるのは世間体が悪いから、長男に同居するように説得してもらいたい」といって、家裁に相談に来た老夫婦がいたが、ここにはまだ、長男優先男女差別の旧家族制度的意識が残っているわけであり、しかも、このおばあさんの話では、「長男の嫁は憎らしいし、一緒に暮してもうまくやっっていけるとは思わない」と自ら認めているのだから、このおばあさんのホンネをつきつめていくと、2人の幼児まである長男夫婦が離婚して、長男だけ親と同居することを望んでいるということになる。

しかし、このようなタテマエのうらにあるエゴ

イスティックなホンネは多かれ少なかれ人々の心の中にあるのが実際であり、また人情なのかもしれない。それをどこまで理性や人間性で、他人の幸せを尊重し、自分の幸せと調和させるかの問題であろう。

この例のように、子の小さい時から、「老後はこの子に面倒みてもらおう」という気持ちが特に強い場合は、子に対する純粋な愛情というよりは、「これだけ世話してやったのだから」という恩着せ、打算、取引が表面に出てくるのである。そうになると、子供の方でも、愛情には愛情で返すが、恩着せや打算に対しては、真の愛情を求めて反撥し、ひねくれるのは、当然のなりゆきであろう。

老人扶養についての紛争のケースを見ていると、この傾向ははっきり出ていて、親の面倒を見たがらない子供たちの方では、「自分は幼少の頃から、親から他の兄弟と差別されて育った」と考えている者が多く、また逆に親から偏愛された方の長男や末子は、そのために依存的な性格になっていたり、親からの特別な期待を重荷に感じすぎて、老親の世話をきらって逃げようとする者が少なくないのである。

親は子の離反反抗をいうが、それは、親の上述のような養育態度に対する当然の反応や結果であると思われるケースも少なくないのである。

まことに、親も子も「愛する」よりも「愛されたい」という精神的に未成熟な人々が増えているのである。

ここでは、親の問題だけを指摘したが、もちろん、親子関係の崩壊には、他のいろいろな要因が働いていることはいうまでもなく、子の側に問題のあるケースも、数限りなくあるのである。

7———おわりに

筆者は、あまりにも家庭の崩壊について語りす

ぎたかもしれない。

はじめに述べたように、家庭裁判所は家庭の病気の治療機関であるから、そこでは危機に瀕した崩壊寸前の家庭が多く扱われているのは当然であるが、世の中の大部分の家庭は、健全に統合を保ち、また希望に燃えて、毎日毎日新しく家庭を創設していく若い人々も多いのである。

しかし、年間の婚姻総数が100万組を超える一方では、全国で年間に10万組を超える夫婦が離婚していることも事実なのである。

それでも、この離婚率は、明治時代中頃にくらべれば3分の1位にしかならず、アメリカやソ連にくらべても3分の1強である。

確かに、軽はずみな離婚が増えるということは、当事者夫婦にとってだけでなく、その間の子供たちにとっても、全く不幸な、好ましくない現象であるが、毎日争いあい憎みあっている両親のもとですごす子供もまた不幸なのである。

家裁を訪れる夫婦たちも、一方が「子供のために離婚したくない」といえば、他方は「子供のためにこそ離婚した方がいい」と主張して争うのである。

形の上で離婚していなくても、実質的に崩壊している家庭も少なくない。

表面は結合されているように見えても、夫婦親子の心の通いあいが全くないが、世間体や家長の圧力でつながっている、いわゆる疑似統合家族は、非行少年や精神病者の温床となっているといわれている。

家庭裁判所は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」が保たれているまさに「健全な」親族共同生活の維持こそが目的であるから、実質は崩壊している家庭を、形の上だけつなげておけば事が足りるわけでは決してない。そこで家裁は法律の他、心理学、社会学、精神医学などの知識や技法を活用して、治療調整機能を果すべく、努力している

わけであるが、重体に瀕した家庭の中には、薬石効なく死亡、つまり離婚する夫婦も少なくないのである。

「離婚は離婚を産む」といわれるように、離婚問題で家裁を訪れる当事者の中には、幼少時に両親が離婚している人がよくある。

このような生いたちをした人々は、デリケートで、他人のなやみや苦しみに対して思いやりのある性格も身につく反面、人を愛したり愛されたりすることに憶病になり、家族との人間関係がぎこちないという傾向も出てくる場合がある。

不幸にして離婚した夫や妻が、子供に対して、自分の不安定な情緒をぶつけたり、別れた配偶者への憎しみやうらみを、子供の前で口にしたりするならば、子供たちは男性不信、女性不信、結婚恐怖などにおちいり、結婚にふみきれなかったり、結婚しても自信がもてなかったり、異性への不信が残ったりして、夫婦仲がしっくりいかないということも実際にあるのである。

つまり家庭崩壊の再生産がくりかえされているわけであり、健全な家庭は、健全な家庭のなかから再生産されていくわけであろう。

家裁は、司法機関あるいは治療機関ではあっても、社会教育機関ではない。まさに「予防にまさる治療はない」のであるから、不幸な子供たちを再生産しないためにも、家庭の崩壊を防ぐための教育や啓蒙を、社会、学校、家庭で熱心に行ない、多くの人々が、家庭内の統合を破壊する内外のもろもろの因子に対して、それらを乗り越え、うちかつことができる知恵と力を身につけるようにしたいものである。